

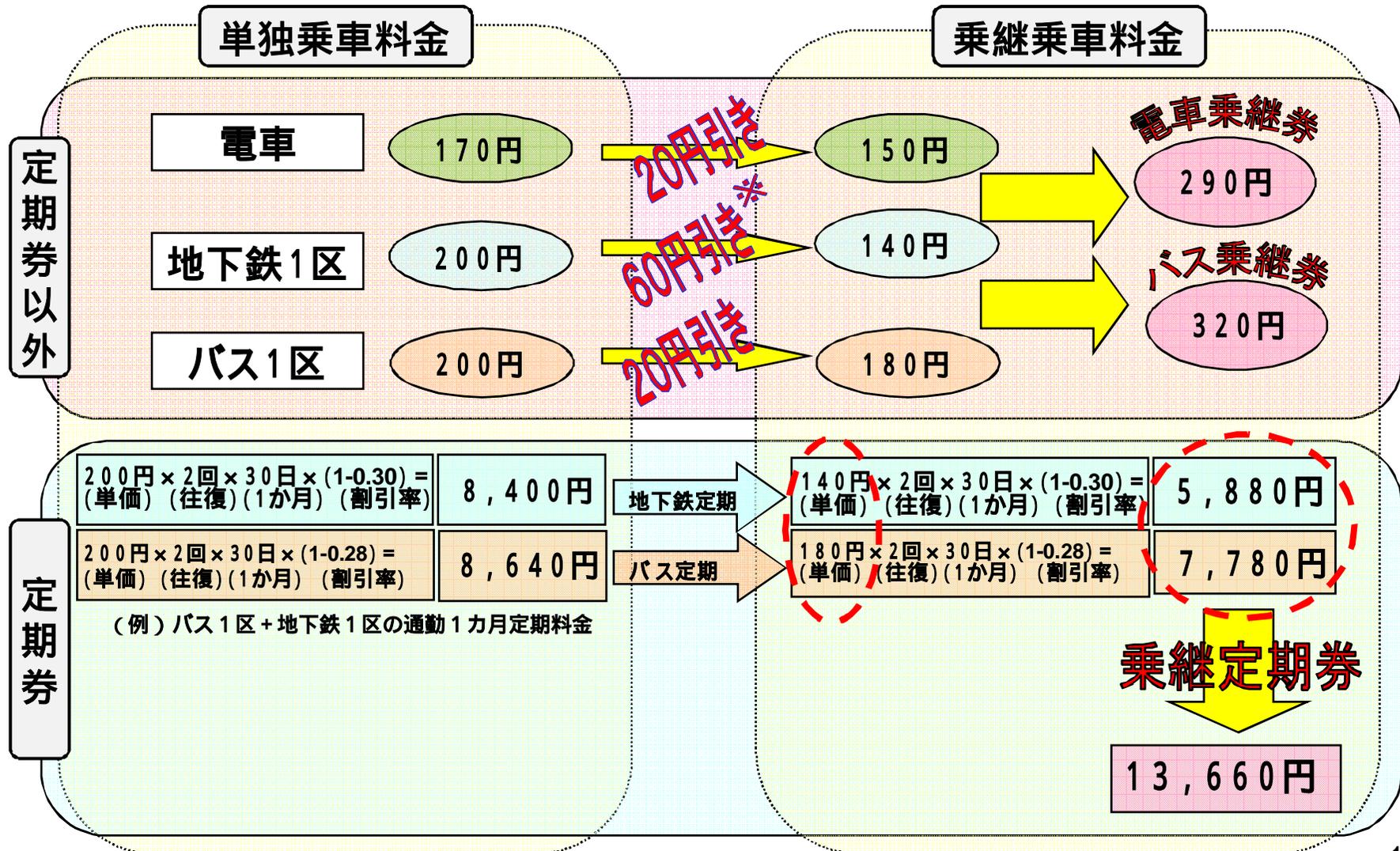
乗継割引制度の 見直しについて



22.10.29

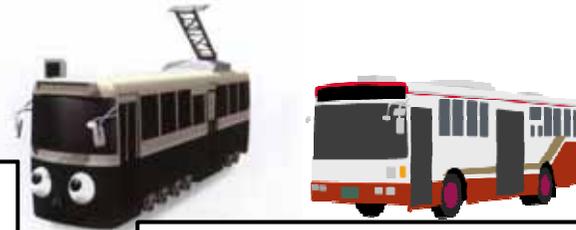
交) 営業企画課

現行の乗継割引制度について



地下鉄2区(3km以上7km未満)のうち5km未満の区間については80円引き

乗継割引制度の利用状況(平成21年度)



地下鉄約**56万人/日**

地下鉄と電車バスの
乗継客
約**11万人/日**

バス約**29万人/日**

地下鉄のみ利用
約**45万人/日**

バス地下鉄乗継
10.4万人

バスのみ利用
約**18万人/日**

電車地下鉄乗継
0.6万人

電車のみ利用
約**1.4万人/日**

電車約**2万人/日**

乗継割引利用客は
地下鉄利用客の
約**2割**

乗継割引利用客は
バス利用客の
約**4割弱**

注)バス利用客数は「統計さっぽろ」
第17表「民営バス運輸状況」より算出

乗継割引額実施に係る各事業者負担額

地下鉄 **1,898百万円**

電車
35百万円

バス **594百万円**
 ・じょうてつバス・・・94百万円
 ・中央バス・・・364百万円
 ・ジェイ・アルバス・・・135百万円
 ・ばんけい・夕鉄・・・1百万円

(平成21年度決算ベース)

乗継割引制度沿革(その1)

乗継割引が設定された理由

昭和46年3月
「札幌市基本構想」
「バスは都市高速鉄道と一体的な連携のもとに路線網の整備を図る。」

昭和46年9月
札幌地方陸上交通審議会による札幌陸運局長への答申
「地下鉄と近接・並行している路線は...最寄りの地下鉄駅へ接続させる。」

昭和46年12月 地下鉄開業! 市営バス路線再編

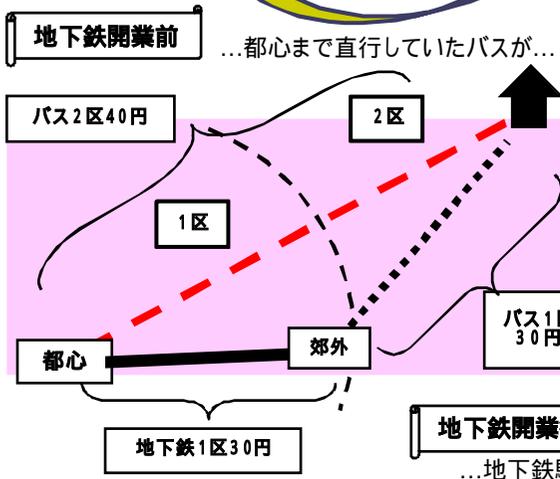
地下鉄開業後
地下鉄沿線・近接のバスのうち
30%を乗り入れ便
70%を地下鉄短絡便として再編成

バス路線の地下鉄短絡化
都心直行便の縮小

都心直行便の地下鉄駅短絡化により、バス+バス+地下鉄となったため、利用者負担が割高に

地下鉄と市営バスで割高になる分を負担

バス地下鉄の乗継割引設定



地下鉄開業前
定期外 (都心直行便) バス2区の場合 40円
定期券 (都心直行便) バス2区の場合 1,610円

地下鉄開業後
昭和46年12月~ 定期料金乗継割引開始
定期外 乗継割引なし 地下鉄1区 30円 バス1区 30円 計 60円
定期券 値上がりなし 地下鉄1区+バス1区 1,610円

昭和48年10月~ 定期外も乗継割引開始
定期外 乗継料金開始 地下鉄1区 30円 バス均一区間 50円 計 80円 地下鉄1区+バス 乗継料金 50円 (30円割引)
定期券 バス均一区間 2,250円 地下鉄1区+バス均一区間 2,250円

市営交通を乗り継ぐ場合、地下鉄バスそれぞれの乗車の通算区数(市営交通乗車2区)で定期料金を算定

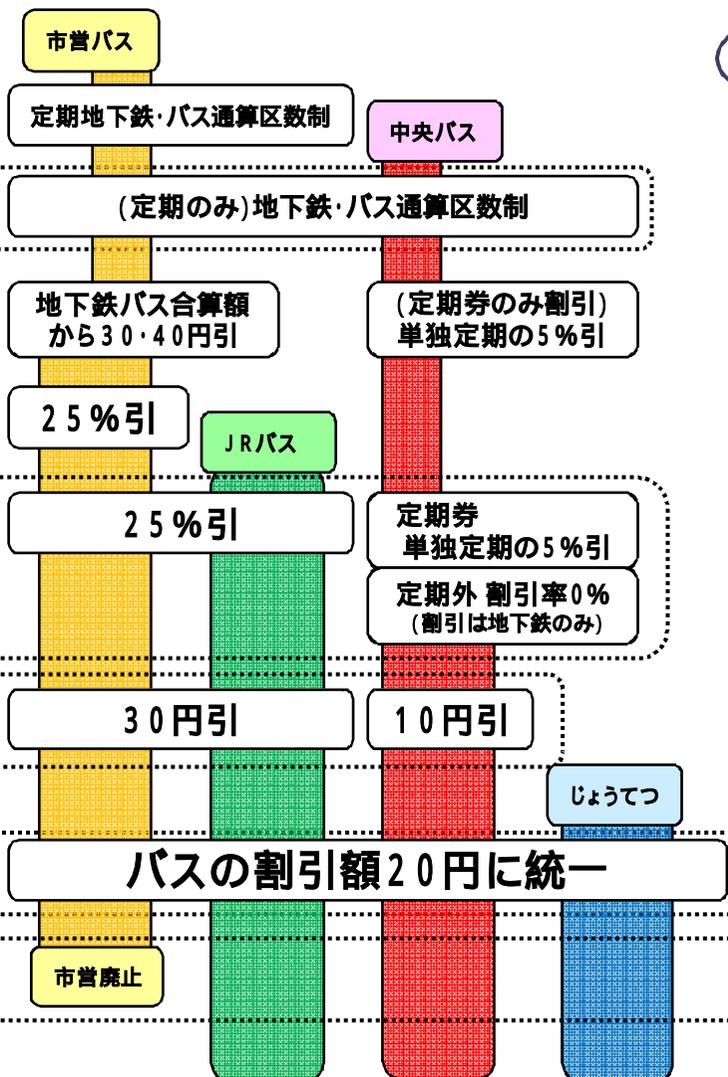
乗継割引制度沿革(その2)

乗継割引対象の民営バスへの拡大

- 昭和46年 市営バス定期乗継割引開始
- 昭和47年 中央バス定期乗継割引適用
- 昭和48年 定期外乗継割引開始(市営バス)
- 昭和52年 乗継割引定率化(市営バス)
- 昭和57年 国鉄バス乗継割引開始
- 昭和57年 中央バス定期外乗継割引開始
- 昭和59年 乗継割引を定率から定額化
- 平成9年 じょうてつバス乗継割引開始
- 平成16年 市営バス廃止

昭和47年11月
市営企業等
調査審議会答申
「連絡料金制度は、
定期外においても
設定すること」

昭和56年3月
札幌市総合交通対策
調査審議会答申
「連絡運賃は、...
割引併算を行うこ
とが望ましい...」



地下鉄整備状況

- S46.12 南北線 北24条～真駒内
- S51.06 東西線 琴似～白石
- S53.03 南北線 麻生～北24条
- S57.03 東西線 白石～新さっぽろ
- S63.12 東豊線 栄町～豊水すすきの
- H06.10 東豊線 豊水すすきの～福住
- H11.02 東西線 琴似～宮の沢

特に断りのない場合、乗継定期料金は定期外乗継料金を基礎に算定

バス3社による乗継割引制度見直し申し入れの背景

現在のバス事業をめぐる経営環境

バス利用者の減少

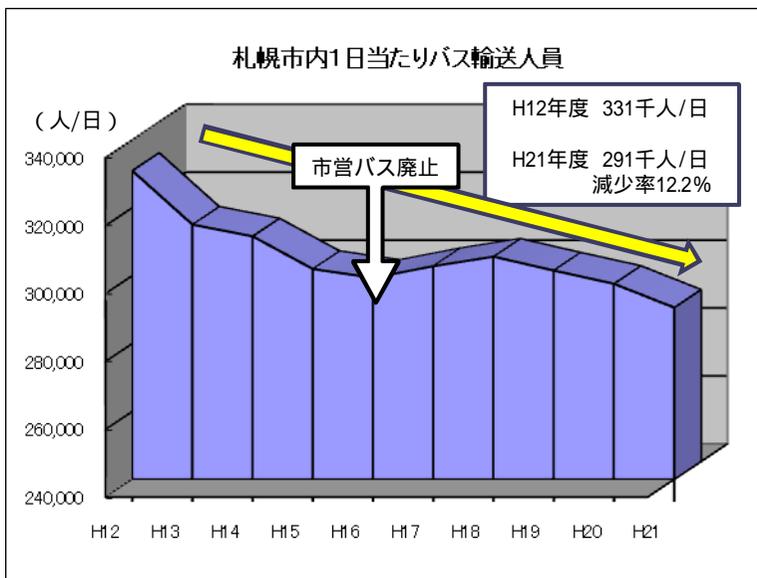
燃料費等コスト高騰

社会の高齢化や環境への配慮、時代の要請

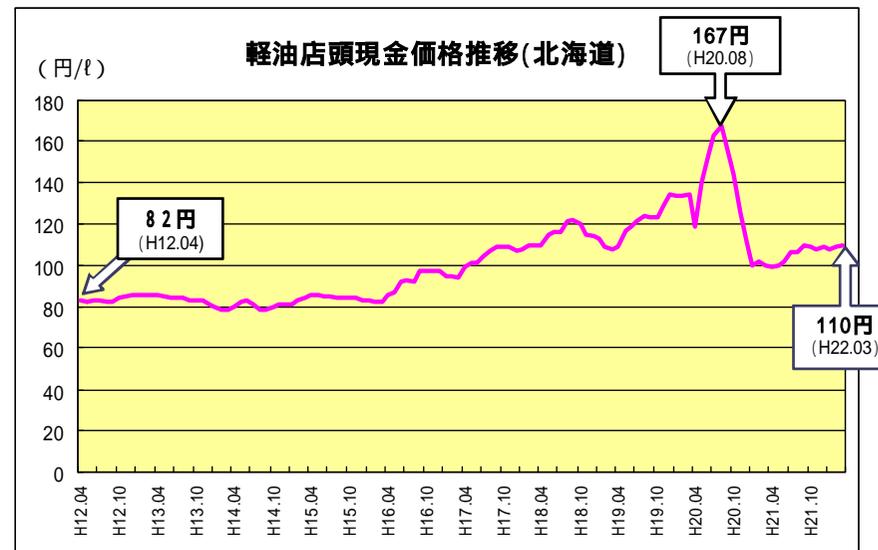
バリアフリー対応車両・環境対策車両の導入

ターミナルや待合環境の改善

ICカードSAPICAの導入



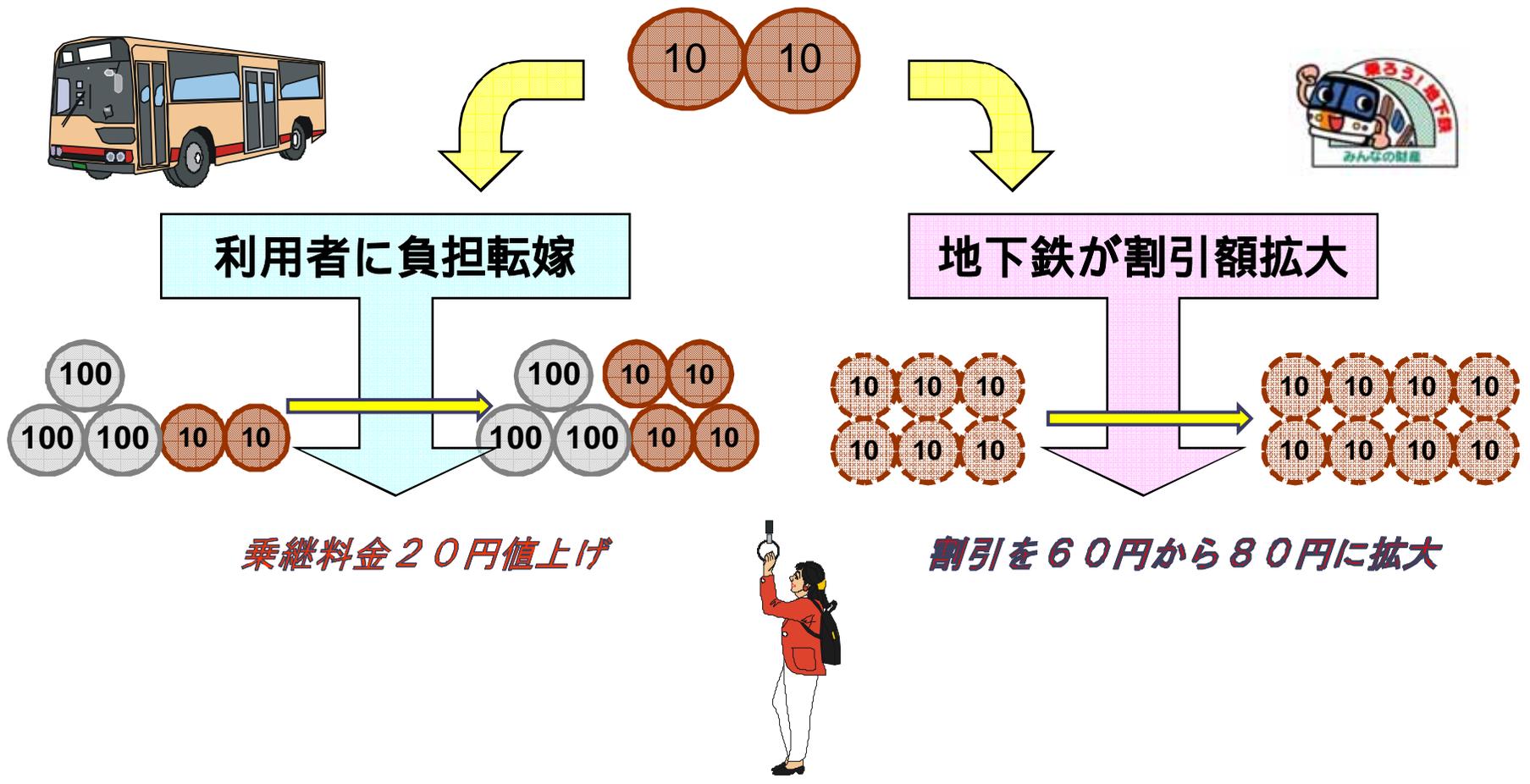
(注1) 統計さっぽろ 第16表「市営交通機関運輸状況」及び第17表「民営バス運輸状況」
 (注2) H12以降、地下鉄の延長によるバス路線への影響はない。



(財) 日本エネルギー経済研究所石油情報センター「給油所石油製品 月次調査」

バス事業者乗継割引負担の解消について

バス乗継割引20円を廃止した場合、誰が負担するか



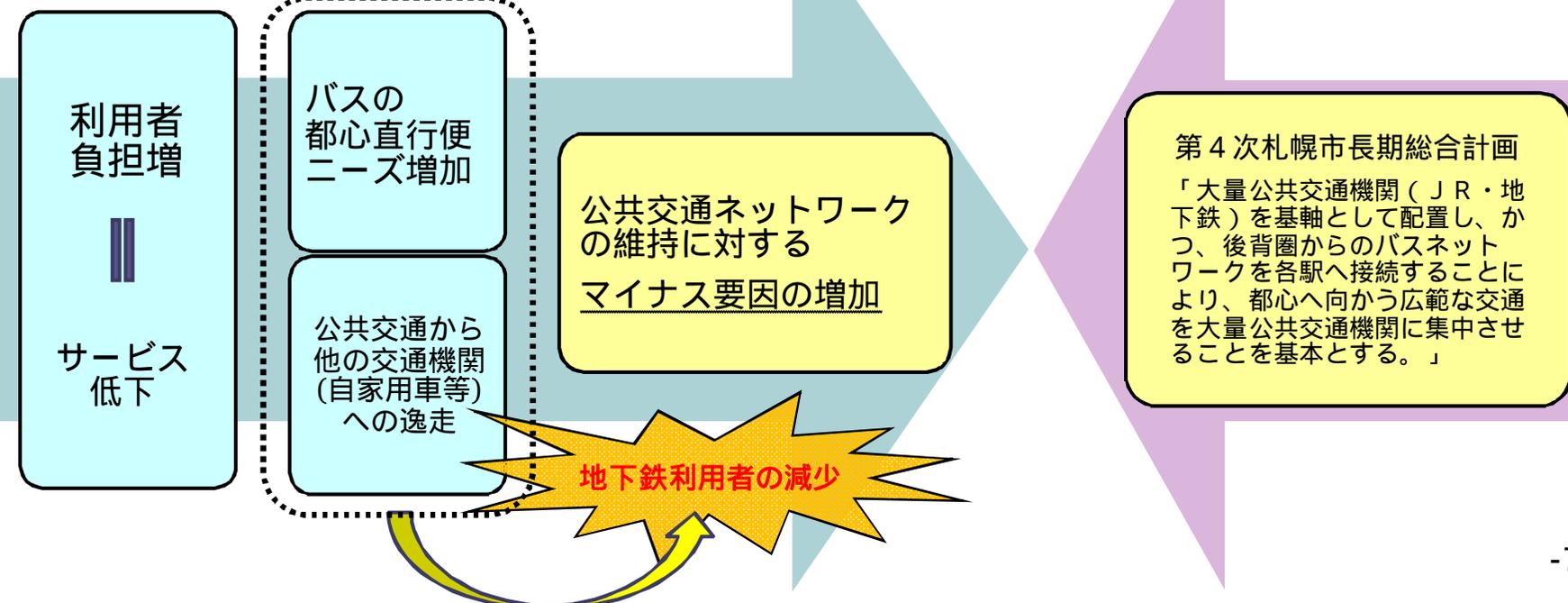
バス乗継割引分を利用者に転嫁した場合について

バス割引分を利用者に転嫁した場合の負担額

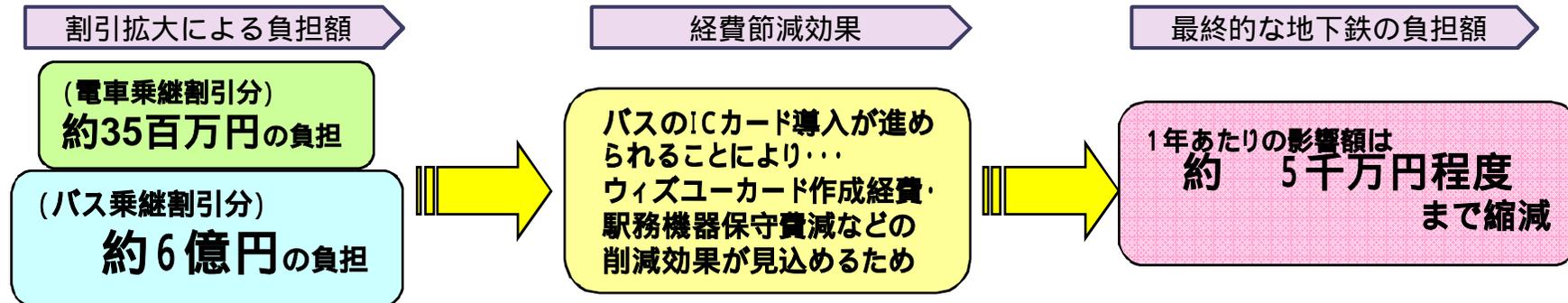
地下鉄1区+バス1区の乗り継ぎの場合

1乗車あたり	320円	340円	20円負担増
1か月(21日往復乗車)	13,440円	14,280円	840円負担増
通勤定期1か月	13,660円	14,520円	860円負担増
通学定期1か月	8,760円	9,360円	600円負担増

乗継割引バス事業者負担分を利用者転嫁した場合



地下鉄の割引拡大で対応した場合について



乗継割引バス事業者負担分を地下鉄の割引拡大で対応した場合

